

# 6月定例会

6月5日～23日

東浦町の  
こんなことが決まりました

P5で詳しく

## 5/15 令和5年 第3回臨時会

補正予算の専決処分の承認1件、補正予算の議案1件を審議し、可決。

### 全会一致で決定した案件

議案番号	議案名	結果
報告5	令和4年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
報告6	令和4年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
報告7	令和4年度東浦町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
報告8	損害賠償の額の決定及び和解について	
同意3	人権擁護委員の推薦について	同意
同意4	人権擁護委員の推薦について	
同意5 ～ 同意17	農業委員会委員の任命について	
議案22	東浦町都市計画税条例の一部改正について	可決
議案23	東浦町営住宅条例の一部改正について	
PickUp 1・2・3 議案24	令和5年度東浦町一般会計補正予算(第5号)	
議案25	工事請負契約の締結について(於大公園再整備工事(5-1))	
議案26	工事請負契約の締結について(西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事)	
議案27	令和4年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
議案28	町道路線の認定について	
-	議員派遣	

### 賛否が分かれた案件

議案番号	議案名	結果	親和会					清流会			公明党東浦	議	自民党	無所属	高専会		
			鏡味	山下	間瀬	前田	大川	北野	三浦	水野	間瀬	久松	秋葉	赤川	山田	杉下	長坂
議案21	東浦町税条例の一部改正について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○

※議は議長(採決に加わらない)、○は賛成、●は反対

## 6月定例会の概要

6/5 本会議【開会】

町から議案について説明。

6/8-9 本会議【一般質問】 P6~

13人の議員が町政全般について質問。

6/15-16-19 常任委員会 P4-5

3常任委員会でそれぞれ付託された議案を審査。委員会としての賛否を決定。

- ・総務委員会
- ・文教厚生委員会
- ・経済建設委員会

6/13 本会議【議案質疑・委員会付託】

議員が議案について質疑。議案を各常任委員会へ振り分け。

6/23 本会議【閉会】

3常任委員会委員長による審査経過・結果報告および委員長報告への質疑。議案討論・採決。

### PickUp 1

## 生活応援クーポン券3000円分を 住民全員にお届けします！

昨今の食料品等の物価高騰の影響を受けている住民および町内の事業者を支援する。500円ごとに1枚使える3000円のクーポン券を一人当たり10枚配布する。

**Q** クーポン券利用の期間と詳細は。

**A** 令和5年8月1日時点で本町に住所を有する全ての方が対象となる。利用期間は、クーポン券到着から6年1月末までを予定している。

分のクーポン券を郵送する予定。

**Q** 多くの方に利用してもらうための工夫は。

**A** 2年度に行った食事クーポン券の金額や使用方法を引き継ぎ、より多くの世代が容易に利用できるよう考慮した。

しかし、前回より複雑になるため、ステッカーのぼり、クーポン券の色を大型店舗とそれ以外で分ける等、視覚的に分かりやすい工夫をする。

**Q** クーポン券の発送スケジュールは。

**A** 9月中旬に世帯員全員



### PickUp 2

## 地域クラブ土日祝日立ち上げ 本年9月から実施

地域クラブは中学校部活動の縮小を受け、生涯スポーツや生涯学習の観点から、さまざまな運動や文化活動に触れられる場として立ち上げられる任意参加の社会教育活動である。

**Q** 地域クラブの詳細は。

**A** 参加料は月額500円。種目は5種目で週1回3時間活動する。また指導者は、1種目につき3人で報酬額は時給1600円とした。なお、本年9月から土日祝日の学校部活動は行わない予定。

部活動に参加している363人に対し、地域クラブの参加率を50%として算出した182人に月額500円と9月から3月までの7カ月分を乗じた額を計上した。

歳出は、1種目につき指導者3人の時給、活動5種目、週1回3時間について7カ月分を計上。

※地域クラブ5種目は、サッカー、バスケット、ハンドボール、柔道、剣道。

**Q** 歳入63万7千円と歳出216万円の積算根拠は。

**A** 参加料は、町内の総合型スポーツクラブの会費を参考に設定した。歳入は、地域クラブで立ち上げ予定の5種目の

**Q** 5種目しかない状態でスタートしてよいのか。

**A** 指導者不足等で今回は5種目だが、指導者がそろつ等の条件が整えば、他種目の受け入れを進めたい。



### PickUp 3

## 若年がん患者への在宅療養支援

県が市町村に対し、40歳未満の終末期がん患者が在宅療養を希望する場合に補助を行うことを受け、実施に必要な予算を計上した。

**Q** 補助金32万4千円の積算根拠は。

**A** 県のがん統計から割合を出し、想定人数1人とした。想定人数に県の補助上限額、月額5万4千円と終末期に在宅サービスを利用する在宅療養期間の6カ月を乗じた額である。

**Q** 補助対象の内容と周知方法は。

**A** 在宅サービス、福祉用具の貸与や購入の費用を補助する。町ホームページへの掲載や病院等と連携を図り周知していく。

**Q** 申請の流れは。

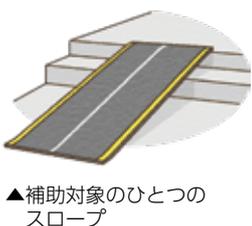
**A** 申請者が医師の意見書を添えて申請、町の決

定通知を受け、サービスの利用を開始。その後、明細書を添えて窓口または郵送で交付申請、町が審査後に口座に振り込む。

**Q** 在宅療養期間6カ月とした理由は。

また期間の延長が想定されるが、その場合の予算措置は。

**A** 若年がん患者のうち痛みを伴う末期状態で、その死期が6カ月より短い患者が対象となるため。なお、期間を超える場合は補正で対応していく。



▲補助対象のひとつのスロープ